

## 役員等報酬及び費用支弁規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松山会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用支弁に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。なお、理事及び監事に対する各年度の総額は200万円を超えない範囲とし、下記基準に従って算出した額を支給する。

2 前項の報酬額は、理事・監事 日額10,000円  
評 議 員 日額10,000円

3 内部監査に従事した場合は、1回20,000円とする。

(費用支弁)

第3条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、或いは法人の業務のために旅行したときは、その費用を支弁する。

2 費用支弁額は、役員等の居住地から計算し、支弁する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年9月1日一部改正により施行する。

この規程は、平成29年4月1日一部改正により施行する。

この規程は、令和2年4月1日一部改正により施行する。

この規程は、令和3年4月1日一部改正により施行する。

この規程は、令和4年3月1日一部改正により施行する。